



GROWTH
TOKYO

2023年12月22日

各位

会社名 ルーデン・ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 百田 哲史
(東証グロース・コード1400)
問合せ先 管理本部長
山本 清史
電 話 03-6427-8088

上場廃止後の当社株式の取り扱いに関するお知らせ

当社株式は、2023年11月29日付で東京証券取引所において上場廃止の決定がなされ、2023年11月29日より2023年12月29日までの期間に整理銘柄に指定され、2023年12月30日付をもって上場廃止となります。これにともない、2023年12月29日の取引をもって東京証券取引所における当社株式の取引が終了いたします。また、株式会社証券保管振替機構での当社株式取扱廃止日は2024年1月17日となります。

株主の皆様には多大なるご迷惑をお掛けすることを心よりお詫び申し上げます。

また、当社株式の名簿管理人である日本証券代行株式会社との株主名簿管理人契約は、当社株式の上場廃止にともない解除する運びとなりました。従いまして、今後の株主名簿管理に関しましては、当社にて行うこととなりましたので、お知らせいたします。

なお、当社株式は株券電子化を受けて株券不発行会社となっており、上場廃止後も株券の発行は予定しておりません。

上場廃止時の最終株主名簿確定作業完了には約1カ月を要する予定となっており、その間は株主様の本人確認ができないことから、名義変更等に関するお手続きに関しましては、株主名簿確定作業の完了する2月中旬頃となりますことをご了承くださいますようお願い申し上げます。

1. 当社株式取扱に関する主な変更点（変更予定内容）

- (1) 株式会社証券保管振替機構による当社株式の取り扱いが廃止となり、これに伴い、各証券会社での取り扱いも出来なくなることから、原則として各種請求・届出書等への実印による押印および印鑑証明書の添付により、株主様の本人確認および株主様ご本人からの意思表示の確認とさせていただきます。

- (2) 株主名簿管理人委託契約の解除により、今後の当社株式に関するお手続きならびにお問い合わせ窓口が下記のとおり変更になります。
- (3) 株券電子化時に発足した特別口座（電子化時に証券会社へ取引口座を開設されなかった株主様の株式を対象に管理する口座）についても廃止となりますが、株主名簿に記載されておりますので、株主としての権利は失われません。

2. 株式名簿記載事項の変更に関する今後のお手続きについて

- (1) 名義・住所等の各種変更手続きに関しましては、「変更届」に必要事項の記載および実印を押印のうえ、印鑑証明書（交付日から6カ月以内の原本）および変更を証明する各種必要書類を添えてご提出ください。
- (2) 上記の諸手続きに関しては、株主名簿確定作業の完了する2月中旬頃までお待ちいただきますようお願い申し上げます。なお、各種請求書式に関しましても株主名簿確定作業完了次第、当社ホームページ(<https://www.ruden.jp/>)にてその旨をご連絡させていただきます。

【当社株式に関するお問い合わせ、請求、各種届出窓口】

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町20番1号 渋谷インフォスタワー2階

総務課

電話 03-6427-8088 9:30~17:30

3. 売買に関する今後のお手続きについて

上場廃止後、当社株式は株式市場において売買することが出来なくなり、売却を希望される譲渡人様と買受を希望される譲受人様との間で売買する相対取引のみとなります。株券が無い状態での相対取引となるため、譲渡人様の株主確認を担保する必要から確認方法および名義書換請求の方法を以下のとおりいたします。

- (1) 譲渡人様より当社あてに「株主名簿記載事項証明書請求書」に必要事項を記載し、実印を押印のうえ、印鑑証明書（交付日から6カ月以内の原本）を添えてご提出ください。
- (2) 当社受理後、記載事項ならびに株主名簿を確認のうえ、「株主名簿記載事項証明書」を発行いたします。発行には、1~2週間程度お時間をいただくこともございますので、ご了承ください。
- (3) 当社株式を譲渡する場合は、譲渡人様と譲受人様との間で株式譲渡契約締結後、「名簿書換請求書」に名簿書換を行う株式数を明記し、譲渡人様ならびに譲受人様の連署および各々実印押印のうえ、当社にて発行いたしました「株主名簿記載事項証明書」と各々の印鑑証明書を添えてご提出ください。
「名義書換請求書」記載内容および添付書類を確認後、名義書換手続きを行います。

以上